**大分県広域交通ネットワーク普及啓発動画制作委託業務に関する仕様書**

別紙１

1. 目的

本事業は、東九州新幹線や豊予海峡ルート構想など「大分県広域交通ネットワーク」について、視覚的に分かりやすい動画を作成し、県民に対して広く普及啓発する。

1. 委託期間

委託契約締結の日から令和７年３月２８日まで

1. 業務内容

（１）動画の制作

動画の制作にあたっては、必ず以下を遵守するものとする。

ア　イベント会場での活用やホームページで掲載等を想定し、「子ども向け（小～中学生程度）」及び「一般向け」の動画を１本ずつ作成すること。時間は、いずれも180秒程度とすること。

イ　大分県広域交通ネットワーク構想のリーフレット掲載内容をベースにストーリーを構築し、アニメーションや写真等を活用することで視覚的な訴求力を高めること。

ウ　動画は、県が期間の制限なく利用できるよう、人物等は起用しないこと。

エ　動画内のナレーションや台詞等について、字幕表示を施すこと。

オ　制作した動画を大分県HPや動画共有サイト「YouTube」等で期間の制限なく視

聴が可能となるよう、また動画のリサイズを含めた県側での編集が自由にできるよう著作権等の許可を得ること。

カ　動画の制作にあたっては、サムネイルの制作も併せて行うこと。

（２）本業務のターゲット等の設定

　（ターゲットの考え方）

　・本業務におけるターゲットの考え方は下記に示すとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 年代 | 「子ども向け(小～中学生程度)」及び「一般向け(全世代対象)」 |
| 想定されるターゲットの潜在意識 | ・東九州新幹線や豊予海峡ルートなど聞いたことはあるけど、  どのような計画なのかよく知らない。  ・東九州新幹線や豊予海峡ルートがつながることで、自分の生活  　にどのような効果があるのか知らない。 |

（ターゲットに起こしてもらいたい行動変容）

・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりと

する。

|  |  |
| --- | --- |
| 行動変容 | 「東九州新幹線」や「豊予海峡ルート」について、ネットで検索する、大分県広域交通ネットワークリーフレットを手に取る等  大分県の広域交通ネットワークに興味関心を持つ。 |

1. 成果物

・動画（180秒程度）のマスターデータ（子ども・一般向け）

1. 著作権に係る留意事項

・本業務により制作した動画は、製作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した画像の著作権の取り扱いは次のとおりとする。

　・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条から第28条に規定する権利を第13条第2項の規定による引き渡しと同時に大分県に無償で譲渡するものとする。

　・大分県は、著作権法第20条第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。

　・受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第１８条及び第１９条の規定を行使することができない。

1. 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

1. その他業務実施上の条件
2. 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
3. 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
4. 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
5. 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。